

阿南市小学校LED化ESCO事業（質問回答）

No.	概要	質問内容	回答
1	①提案条件	LED 照明器具が「原則器具ごと」の交換であるとの記載がありますが、これは器具本体更新を前提条件とし、意匠等の問題でどうしても器具本体交換が困難である場合以外は不可であるとの認識でよろしいでしょうか。万が一直管型LED照明器具で更新する場合は既設電源バイパス方式とし、既設安定器は撤去、また落下防止の観点から、既設ソケットは流用せず新品ソケットとし、落下防止等の措置が必要であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。原則器具ごと交換としますが、意匠上・施工上等の問題で器具本体の交換が困難な場合は本市と協議の上直管型LED等に交換することとします。その際の安定器等の取扱いについてはご認識のとおりご対応いただく予定です。
2	①提案条件	配布資料の照明器具概要と現地の台数が異なっていた場合、照明器具概要を正として、提案書を作成するとの認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。配布資料の照明器具概要と現地の照明器具台数が異なっていた場合であっても、提案時には、照明器具概要を正として、提案書を作成してください。本事業においては、配布資料の照明器具概要に基づき、すべての照明をLED化するものとして事業費及び電気代削減効果を積算してください。なお、過去の修繕業務等により、対象施設のうち既にLED化が完了している諸室等もありますが、照明器具概要において全て網羅しているわけではございません。そのため、現地調査により判明したLED化済みの照明器具の取扱い（利活用など）については、評価項目に掲載し、評価対象としております。また、基本協定締結後、調査・設計時には現地を調査いただき、現地の数量をもとに積算していただくことになります。
3	①提案条件	工事費、高所作業費を積算するにあたって、調査を行う2校は現地調査の結果を踏まえて積算するとの認識でよろしかったでしょうか。その他の19校については、図面を基に工事費、高所作業費を積算するとの認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。ウォークスルーを行う2校についてはウォークスルーの結果を踏まえて積算してください。他19校について足場・高所作業車が必要な箇所としては、各校体育館及び各校校舎階段室、橋小学校多目的ホールを想定しています。これらの箇所については高所作業費を見込んでください。
4	①提案条件	本事業は対象小学校21校のLED照明化のESCO事業であるため、LED照明以外のエアコン設備更新や太陽光発電システムの導入に関する提案は不可であるとの認識でよろしいでしょうか。	本事業は財源として「脱炭素化推進事業債」の活用を予定しています。提案については適償性を考慮した提案としてください。（2-4 契約方法）
5	①提案条件	高所作業場は受注者の負担で足場を作成しますが、公平性確保のため、足場・高所作業車が必要な箇所と高さを御教示願います。	足場・高所作業車が必要な箇所としては、各校体育館及び各校校舎階段室、橋小学校多目的ホールを想定しています。高さについてはウォークスルー校を参考にしてください。
6	①提案条件	エネルギー削減効果計算する際、故障箇所やランプが外して使用していない照明があります。電力使用削減量は正常点灯していると想定して算出するべきと考えますがいかがでしょうか。	電力削減量は、故障箇所やランプを外している箇所も正常点灯していると想定して算出してください。故障や照明を外していた場所のエネルギー削減効果における電力使用量の考え方については、基本協定締結後、本市と協議のうえ決定します。
7	①提案条件	エネルギー削減効果比較内訳書結果に蛍光灯や水銀ランプ代、蛍光灯や水銀灯安定器代、それらの交換費用の削減を含める場合がありますが、本事業では含めないということでしょうか。もし、含める場合はご提示をお願いします。	本事業におけるエネルギー削減効果比較においては、光熱費の比較のみとし、機器の交換代等は含みません。
8	①提案条件	既にLED化している誘導灯は電気代を削減効果が見込まれないため交換対象外としてよいのか？また、既存誘導灯が設置されている箇所にすでに器具跡残りの場合は省エネ効果を優先しリニューアブルプレートは必要としないと考えてもよろしいか？	本事業においては、配布資料の照明器具概要に基づき、すべての照明をLED化するものとして事業費及び電気代削減効果を積算してください。なお、過去の修繕業務等により、対象施設のうち既にLED化が完了している諸室等もありますが、照明器具概要において全て網羅しているわけではございません。そのため、現地調査により判明したLED化済みの照明器具の取扱い（利活用など）については、評価項目に掲載し、評価対象としております。また、具体的な工事内容については、基本協定締結後、本市と協議のうえ決定します。
9	①提案条件	学校敷地内の外灯でボールの劣化により照明器具の交換ができない場合において、ボールの交換を本事業で施工するべきと判断した場合は、貴市ご負担としてよろしいでしょうか。	今回対象としている照明で、ボールに設置している外灯は樺泊小学校（1箇所）と想定しています。ボールの劣化により照明器具を交換できない場合は、外灯の必要性も含め事務局内で協議いたします。本事業においてボール交換を施工するべきと判断した場合は、費用を本事業費に含むものとしませんが、提案時の工事費には含めないこととします。
10	①提案条件	調光器を使用している場合は、調光対応とすること、と記載されておりますが、現時点で把握されている箇所がありましたら、ご教授ください。また、既存調光システムの方法（コントローラー、リモート等）もご教授ください。	現時点では、調光器を使用しているものはないと考えております。現地調査の結果、調光器を使用しているものについては基本的に調光対応としてください。
11	①提案条件	体育館の舞台照明装置も対象となりますか？	提案時には、配布資料の照明器具概要におけるすべての照明をLED化するものとして積算してください。なお、基本協定締結後、本市との協議に基づき、工事内容について決定いたします。
12	①提案条件	電気料金削減効果を試算する上での単価及び想定される照明点灯時間をお示しください。	配布資料にてお示しいたします。
13	①提案条件	提案書作成にあたり、提案者の社名を記載することは可能との認識でよろしいでしょうか。	提案書に社名を記載していただいてもかまいません。
14	①提案条件	提案書に応募者の会社名は記載してもよろしいでしょうか。また、応募者以外の協力的市内業者の会社名等を各提案書類に記載してよろしいでしょうか。	提案書に応募者の会社名を記載しても構いませんが、協力事業者の名称については、当該事業者の承諾を得たうえで、提案書に記載してください。
15	①提案条件	見積書作成にあたり、全ての施設の現場調査を実施したいのですが、個別に施設側へ連絡し調査を行うことは可能でしょうか。（実際に現地を確認していないので提案書に記載した見積書と受託後の見積書での乖離が生じるため）特に、高所足場や養生費用などを想定した条件と異なる場合、合理的な追加費用は貴市負担でよろしいでしょうか。	本事業においては事業対象校が21校と多いため、ウォークスルーにて代表校2校を見ていただくことになっており、提案時の見積もりのためであっても他の施設を個別に調査を行うことはできません。提案書作成時にはウォークスルー対象校を参考に、配布資料の数量をもとに積算してください。基本協定締結後、調査・設計時には再度現地(事業対象校すべて)を調査いただき、現地の数量をもとに積算していただくことになります。
16	②質疑受付	5) 現地ウォークスルー調査：6月2日～13日 6) 提案書の受付：6月16日～30日 との記載がありますが、事務局に質問できるのは、5月14日まででしょうか。 現場ウォークスルー調査に関する質問や、配布資料に関する質問が生じた場合はどのように対応すればよろしいでしょうか	ウォークスルー調査、配布資料に関する質問については、ウォークスルー意見交換時に受け付けます。簡易な質問についてはウォークスルー時に回答いたします。回答に時間を要するもの、全応募者に共通認識として必要であると判断される質問内容については、後日全応募者にメールにて通知予定です。
17	②質疑受付	質疑回答に関する疑義がある場合は再度質疑可能との認識でよろしいでしょうか。	本市の回答に明らかな誤りがある場合を除き、回答内容に関する質問は受け付けません。（4-2(2)③回答のとおり）

18	③応募者資格	応募者、事業役割者の資格に「内容を十分に遂行できると認められる」「計測・検証ができること」「過去に省エネルギー保証を伴う省エネルギー工事又はESCO事業実績」との記載がありますが、これは本事業と同じく、小学校等のESCO事業、ギランティードESCO事業、同等規模以上ESCO事業の実績が無ければ、応募者の資格を有しないとの認識でよろしいでしょうか。 それとも実績数、規模、事業内容等は評価対象であるとの認識でよろしいでしょうか。	応募資格要件として、本事業と同様の小学校等のESCO事業、ギランティードESCO事業、同規模以上のESCO事業である必要はありません。実績としては、建物種別・契約方式・規模に関係なく、事業役割を担う応募者が、過去に事業役割又は設計役割として省エネルギー保証を伴う省エネルギー改修工事又はESCO事業実績があることとしています。（3-3 応募者の資格） ESCO事業実績が豊富であることについては、評価項目に掲載し評価対象としています。
19	③応募者資格	単独企業で応募する場合は、委任状は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
20	③応募者資格	事業役割の拠点は、徳島県内のみでもよろしいでしょうか。	3-3 応募者の資格において「事業役割を担う応募者は、本事業の事業運営・維持管理を円滑に行うための拠点を近畿・四国(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・三重県・滋賀県・愛媛県・高知県・徳島県・香川県)に有すること。」としておりますので、徳島県内のみでも構いません。
21	③応募者資格	事業役割の実績は1件でもあればよろしいでしょうか。	実績の件数については応募者の資格として定めておりませんので、1件でも問題ありませんが、ESCO事業実績が豊富であることについては、評価項目に掲載し評価対象としています。
22	③応募者資格	事業役割は、ESCO事業の実績を有することとありますが、シェアード・セイビングス契約の実績のみでも宜しいでしょうか。	応募者資格において求める実績について、建物種別・契約方式・規模に関係なく、事業役割を担う応募者が、過去に事業役割又は設計役割として省エネルギー保証を伴う省エネルギー改修工事又はESCO事業実績があることとしております（3-3 応募者の資格）のでシェアード・セイビングス契約の実績のみでも構いません。
23	④ウォークスルー	1) 調査の内容として、意見交換とありますが、これは現地の学校関係者から現状の使用状況などヒアリングができるということでしょうか。 2) この意見交換の場にて質疑等を事務局へ確認するとの認識でよろしいでしょうか。 3) 参加各社毎で実施された意見交換情報は提案書提出までに参加各社へ共有して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。 4) 意見交換で得た情報は提案書に反映してもいいという認識でよろしい現地確認できるのは2校とのことですが、この2校の調査は同日を予定されていますでしょうか。また、調査希望者が複数でた場合、事業者ごとに調査日を設けていただけるのでしょうか。	1) 学校運営日にウォークスルーさせていただく都合上、学校関係者からのヒアリングは困難と想定されます。事務局で回答できる内容の場合は対応させていただき、学校関係者にヒアリングすることが提案に必要と思われる場合は、事務局から学校関係者にヒアリングを行い、後日内容をご連絡いたします。 2) ご認識のとおりです。 3) 全応募者に共通認識として必要であると判断される質問内容については、後日応募者全員にメールにて通知予定です。 4) ご認識のとおりです。
24	④ウォークスルー	現地確認を行う2校については同日を予定しています。調査希望者が複数の場合は、応募者ごとに調査日を調整させていただく予定です。	現地確認を行う2校については同日を予定しています。調査希望者が複数の場合は、応募者ごとに調査日を調整させていただく予定です。
25	⑤配布資料	図面データについては、CADデータでいただけるとの認識でよろしかったでしょうか。	配布資料についてはPDFデータで配布いたします。優先交渉権者決定後、優先交渉権者にCADデータを配布予定です。
26	⑤配布資料	現場ウォークスルー調査時に図面を見ながら現地を確認するため、配布資料は現地調査前までにいただけるとの認識でよろしかったでしょうか。また、データはメールにて送っていただけるとの認識でよろしかったでしょうか。	配布資料については、応募者（予定者含む）にメールにて随時配布することとしておりますので、ウォークスルー調査時の現地確認の際には図面をご参照いただけます。
27	⑥辞退手続き	募集要領P12 5 参加表明手続き 参加表明後に辞退した場合、ペナルティはございますか。	特にペナルティはありません。参加を辞退する場合は、4-2(9)のとおり提案辞退届を提出してください。
28	⑥辞退手続き	優先交渉権者となった後に、詳細協議にて事業が困難と判断し辞退した場合、ペナルティは無いものとの認識でよろしいでしょうか。	辞退に対するペナルティはございませんが、それまでにご負担いただいた費用等を返還することはできません。
29	⑦ベースライン及び保証額	削減保証額（省エネ効果）が未達成の場合はどのようなペナルティがありますか。もし、ペナルティがある場合、保証する方法をご提示すればよろしいでしょうか。	削減保証額（省エネ効果）が未達成となった場合については、6-7 ESCOサービス料の支払い等の(2)④～⑦及びP21・22の表のとおりです。
30	⑦ベースライン及び保証額	事業者の責によらない事由により、省エネルギー量が目標に達しない場合は、省エネルギー量を補正する対応となります。その理解でよろしいでしょうか。	削減保証額（省エネ効果）が未達成となった場合については、6-7 ESCOサービス料の支払い等の(2)④～⑦及びP21・22の表のとおりです。ただし、当初想定していたベースライン等に変更が生じた場合などは、本市と協議のうえ、対応を決定することとします。
31	⑦ベースライン及び保証額	以下に例示する変動要因により省エネルギー量が目標に満たないことが合理的な根拠をもって示された場合は、目標の達成をめざす必要な対策を不要とする、という理解でよろしいでしょうか。 ・気象条件の大幅な変動等の外的要因 ・ESCO設備及び既存設備の変更、改修、大幅な運用変更、新規設備の導入 ・発注者の指示による運転管理等の大幅な変更 ・本施設の利用用途、利用方法、運営時間等の変更	削減保証額（省エネ効果）が未達成となった場合については、6-7 ESCOサービス料の支払い等の(2)④～⑦及びP21・22の表のとおりです。ただし、当初想定していたベースライン等に変更が生じた場合などは、本市と協議のうえ、対応を決定することとします。
32	⑧工事仕様	『設置前に現場調査、回路調査等を十分にを行い、作業を実施すること』とありますが、配線の不良等による不点灯があった場合は、阿南市様の負担で対応していただけるとの認識でよろしかったでしょうか。	配線の不良等による不点灯があった場合は、本事業において配線を修繕することとし、費用は本事業費に含むものとしませんが、提案時の工事費には含めないこととします。
33	⑧工事仕様	1) 石綿含有に関して、照明器具本体に石綿が含まれていないことが明らかであり、照明器具取外し時に周囲(天井ボード等)材料を損傷させる恐れが無い作業であるため、基本的には含有に関する事前調査が不要であるとの認識でよろしいでしょうか。既存照明器具と更新器具の形状の違いなどにより、取り付け部分の(天井ボード等)材料に損傷を及ぼす（開口を開けるなど）場合は、該当箇所のみ事前調査を行うとの認識でよろしいでしょうか。 2) 調査の費用や結果による対策は別途協議にて決定するとの認識でよろしいでしょうか。	1) 照明器具取外し時に周囲(天井ボード等)材料を損傷させる恐れが無い作業である場合、アスベスト含有の事前調査は不要です。既存照明器具と更新器具の形状の違いなどにより、取り付け部分の(天井ボード等)材料に損傷を及ぼす（開口を開けるなど）場合は、該当箇所のみ事前調査を行うか、アスベストが含有されているとみなして必要な養生を行ったうえで作業を行ってください。 2) アスベスト関連費用については、本事業費に含むものとしませんが、提案時の工事費には含めないこととします。
34	⑧工事仕様	1 次側（スイッチや配線設備）の故障等で現在使用されていない照明器具は更新対象に当てはまるでしょうか。当てはまる場合、1 次側は貴市で修繕してもらえるという認識でよろしいでしょうか。	1 次側（スイッチや配線設備）の故障等で現在使用されていない照明器具も提案時においては更新対象としてください。基本協定締結後、調査・設計時に、一次側の故障が判明した場合の対処については別途協議を行うこととしますが、原則、本事業内で修繕も行うものとします。なお、1次側修繕費用については、本事業費に含みますが、提案時の工事費には含めないこととします。
35	⑧工事仕様	作業効率と経済合理性の観点より、施工期間中、資材置場、産廃置場に施設の駐車場やグラウンドを使用したいと考えています。その際、無償借用することは可能でしょうか。	学校敷地内における資材置場、産廃置場については各学校と協議、調整が必要になります。学校敷地内を使用する場合は無償にて使用いただく予定です。

36	㊸工事仕様	体育館照明の破損が考えられる場合、ガード付きを設置すべきかと思いますが必須とせずに提案後の協議という理解でよろしいでしょうか。必須とする場合、事業者での判断が別れるといけないので、公平を期すために、必要な建物とエリアをご提示ください。	ガードが必要な照明器具としては、各学校体育館アリーナを想定しております。ガードが必要な箇所の詳細については、ウォークスルー校を参考にしてください。
37	㊸工事仕様	対象施設においてアスベストの含有の有無は貴市にて調査済みでしょうか。調査済みでしたら事前に事業者へ展開をお願いします。また、アスベストの除去が必要な場合は、貴市へ連絡し貴市の負担に対応することよろしいでしょうか。	対象施設すべてにおけるアスベスト含有調査はおこなっておりません。取り付け部分の(天井ボード等)材料に損傷を及ぼす(開口を開けるなど)場合は、該当箇所のみ事前調査を行うか、アスベストが含有されているとみなして必要な養生を行ったうえで作業を行ってください。アスベスト関連費用については、本事業費に含むものとしませんが、提案時の工事費には含めないこととします。
38	㊸工事仕様	体育館や高所の照明更新にあたって足場が必要です。一方で、現場調査は1部の施設に限定されています。残りの体育館や高所において(現場調査未実施)、想定以上の足場が必要な場合は貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	足場・高所作業車が必要な箇所としては、各校体育館及び各校校舎階段室、橋小学校多目的ホールを想定しています。提案書作成時はウォークスルー校を参考に積算してください。基本協定締結後、調査・設計を行う際は、現地調査の上設計してください。
39	㊸工事仕様	絶縁測定の結果、測定値が不良とした場合、既設の配線劣化と判断した場合、貴市負担にて改修ということよろしいでしょうか。	基本協定締結後、調査・設計時に、既存の配線劣化が判明した場合の対処については、原則、本事業内で修繕も行うものとし、配線の不良等があった場合は、事業者にて配線を修繕することとし、費用は本事業費に含みますが、提案時の工事費には含めないこととします。
40	㊸工事仕様	原則ランプ交換ではなく器具ごと交換とありますが、デザイン性のある照明器具で後継機種が無い場合等は、ランプ交換に対応することよろしいか？	デザイン性のある照明器具で後継機種が無い場合等は、提案時はランプ交換にて積算してください。基本協定締結後の調査・設計時に、代替機について本市と協議のうえ決定するものとし、
41	㊸工事仕様	既存同等規格の埋め込み器具がない場合、既存器具を流用する形で更新しても良いか？	既存同等規格の埋め込み器具がない場合、天井直付型で更新するものとして積算してください。
42	㊸工事仕様	屋内でも既設が防湿、防雨型の場合は、同等品を選定すべきでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、屋内の照明について既設と同様に防湿・防雨型とするかについては、基本協定締結後、調査・設計時には本市と協議のうえ決定するものとし、
43	㊸工事仕様	パイプ吊、チェーン吊で設置している照明器具は明るさなどの機能が同等以上になる場合、天井直付型で更新してもよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
44	㊸工事仕様	夏休みや、土日祝日、夜間での施工にあたり、貴市の指定する警備員を配置する必要はございますでしょうか。また、必要な場合、その費用は貴市とESCO事業者のどちらの負担になりますでしょうか。また、貴市職員立会費用が必要な場合も事業者負担となりますでしょうか。	夏休みや、土日祝日、夜間での施工にあたり、本市の指定する警備員を配置する必要はありません。土日祝日、夜間にかかわらず、安全対策が必要と判断される場合には警備員(交通誘導員)の配置をしてください。費用については事業者負担となります。本市の職員立会が必要になった場合において費用負担をする必要はありません。
45	㊸工事仕様	照明器具の安定器及のPCBの含有の有無については、貴市にて調査済みであり、PCBを含有している器具は無いとの認識でよろしいでしょうか。PCBの含有が疑われる器具が発見された際は、製造業者のホームページ等で確認し、含有ありとの結果になった際は、その結果を市に報告するとの認識でよろしいでしょうか。また、貴市にてPCB含有器具に対応していただけたらとの認識でよろしいでしょうか。弊社で処分した場合、費用は別途精算と考えて宜しいでしょうか。	過去に調査を行っていることから、基本的にはPCB含有機器はないものとしています。ただし、PCB含有が疑われる場合は、製造業者のホームページ等で確認し、含有ありとの結果になった際は、その結果を本市に報告してください。費用については、別途精算することとします。
46	㊸工事仕様	「局所的に劣化している配線は、設置の際に事業者が補修を行うこと。劣化が配線の全体に及ぶ場合は事業者と本市の協議により対処方法を決定すると記載がありますが、劣化とは絶縁抵抗値の低下と考えてよろしいでしょうか。」また交換した場合、事業費限度額(総事業費)に入れて貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	「局所的に劣化している配線」とは、照明器具との接続部分の配線が一部錆びている程度を想定しています。「劣化が配線の全体に及ぶ」とは、施工前に実施していただく絶縁抵抗測定で不良と判断されLED照明器具への更新後も不良が継続され不良箇所の特定が困難な場合を想定しています。この場合の配線交換費用は本事業費に含むものとし、提案時の工事費には含めないこととします。
47	㊸工事仕様	既設配線及びスイッチ等は既設流用との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
48	㊸工事仕様	上記に続き既設配線やスイッチ等の付属設備が故障している等がある場合で更新が必要な際は別途協議との認識でよろしいでしょうか。	既設配線やスイッチ等の付属設備が故障している等がある場合で更新が必要な際は本市と別途協議のうえ決定するものとします。更新する場合、この場合の工事費用は本事業費に含むものとし、提案時の工事費には含めないこととし、
49	㊸工事仕様	設置後検査の照度測定ですが、これは各校の代表諸室(普通教室、職員室、体育館等)の代表教室にて更新工事前後にて測定するとの認識でよろしいでしょうか。	部屋のサイズ及び照明器具配置が同一の教室(普通教室等)については、代表教室1室の照度測定をすること。なお、照度測定位置は窓から離れた最低照度3箇所程度としてください。
50	㊹機器仕様	使用器具として電線・ケーブル類はエコマテリアルとするとの記載がありますが、エコマテリアルケーブル入手が非常に困難な状況が続いており、工期内に完工しない可能性が考えられます。その場合に協議にて、一般ケーブル施工もご検討して頂ける認識でよろしいでしょうか。	仕様書のとおり使用する電線・ケーブル類はエコマテリアルとし、計画的に材料調達をおこなってください。なお、全国的に長期にわたり入手が困難な場合については一般ケーブルでの施工も検討いたします。
51	㊹機器仕様	原則として「同一メーカーで同一機種のLED照明器具」とすると記載がありますが、これは特殊照明や意匠性の高い照明以外は、誘導灯や非常用も含めて、「全て同一メーカーでのLED照明器具」とし、照明器具ラインナップが不足するメーカーの照明器具は原則採用できないとの認識で良いですか？	将来的にライトバー及びバッテリー交換が必要であることからある程度のメーカー及び機種統一を考えています。照明器具ラインナップ不足による複数のメーカー及び機種採用は原則できないと考えてください。
52	㊹機器仕様	提案時は配布資料の照明器具概要の台数通りで事業費を算出しますが、事業対象施設内の照明器具のうちLED化されていないものについて、原則として全てLED照明器具への更新を行い、現在、管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具についてもLED照明器具への更新を行うとの認識でよろしかったでしょうか。	現在、管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具も含め、すべてLED照明器具へ更新を行ってください。なお、基本協定締結後、本市との協議に基づき、工事内容について決定いたします。
53	㊹機器仕様	照度照度測定を行います、各学校毎の代表箇所(教室、体育館、諸室を各々1か所)のみと考えてよろしいでしょうか。	部屋のサイズ及び照明器具配置が同一の教室(普通教室等)については、代表教室1室の照度測定をすることとします。なお、照度測定位置は窓から離れた最低照度3箇所程度としてください。
54	㊹計測検証	事業者は適切な計測検証手法を導入し、省エネルギー効果を保証するものであるとの記載がありますが、P17 6-9計測・検証に関する事項にて、計測検証手法に付いては「オプションA」を採用する事との記載もあります。これは、LED単体での省エネルギー効果は「オプションA」とするが、事業全体や学校全体での省エネルギー効果については、適切な計測・検証手法を導入し、保証するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。LED照明単体の省エネルギー効果の検証については「オプションA」を採用し、事業全体・学校全体での省エネルギー効果については、適切な計測・検証方法を提案してください。
55	㊹計測検証	計測・検証において貴市が指定する回路数・検証点数をご教示ください。	事業者が必要と考える必要数において計測・検証を行ってください。
56	㊹誘導灯	誘導灯の消防申請は、施工者側で申請でしょうか。	提案時には、誘導灯の取替は行いますが、届出は不要なものとして積算してください。

57	⑩誘導灯	誘導灯については、各施設により消防署へ非常用照明誘導灯で届出をされている、されていないケースが考えられます。届出の有無により、登録された器具を準備しないとありますが、各施設の届出情報をお示しいただけないでしょうか。	提案時には、誘導灯の取替は行いますが、届出は不要なものとして横算してください。
58	⑪維持管理	誘導灯、非常灯などの法定点検、定期点検は貴市にて実施頂けるものという理解でよろしいでしょうか。	法定点検は不要です。 事業者が定める維持管理計画に基づき、定期点検を行うこととします。
59	⑫契約	本事業は「脱炭素化推進事業債」の活用を予定しているとの記載がありますが、本事業に参加する応募者は同事業債の内容を熟知し、過去に他自治体 ESCO 事業にて活用した実績が必要であるとの認識でよろしいでしょうか。必要としない場合は、これら実績は評価対象として採点されるとの認識でよろしいでしょうか。	「2-4 契約方式」に記載のとおり、本事業は財源として「脱炭素化推進事業債」を活用予定であるため、本事業債の内容をご確認のうえ、提案書を作成してください。応募資格要件として、過去に他自治体ESCO事業で脱炭素化推進事業債を活用した実績までは必要としておらず、また、他自治体等の脱炭素化推進事業債を活用した事業における実績については、評価対象とはいたしません。
60	⑫契約	設備設置検査を「令和 8 年 3 月末まで（遅くとも令和 8 年 8 月末まで）」との記載がありますが、3 月末以降になった場合でも、ESC O サービス期間は令和 11 年 3 月 31 日迄であるとの認識でよろしいでしょうか。ESC O サービス開始は設備設置検査終了後ではなく、令和 8 年 4 月 1 日～開始する（一部工事が 未完成 & 未検査の場合でも）との認識でよろしいでしょうか。また、早期に設備設置検査をすることが阿南市さまにとってもメリットがあるとの考えより、3 月末までに工事完了 & 検査ができる事業提案(施工能力がある事業者)が評価されるとの認識でよろしいでしょうか。	設備設置検査が令和8年3月以降になった場合でも、サービス期間は令和11年3月31日までとしてください。ESCOサービス開始日は、すべての設備設置が完了した設備設置検査完了後としてください。（要項4-1 日程 表下ただし書き） 事業提案を行う上では、工事が早期に完了する事だけでなく、学校施設の運営・業務に支障の少ない、無理・遅延のない提案であることを評価項目として評価しています。
61	⑫契約	工事に係る前受金について、保証事業会社と履行期限を保証期限とする保証契約を締結した場合、前受金の制度を適用することは可能でしょうか。	本事業については、前受金制度の適用を希望する場合は対応することも可能ですが、詳細については、基本協定締結後、本市と具体的に協議することとなります。
62	⑫契約	ESCO 事業契約書（案）については、最優秀提案の選定後の詳細協議において事業者から提示させて頂く理解でよろしいでしょうか。	契約書においては、詳細協議等において決定した内容に基づき、双方で協議しながら作成することとなります。
63	⑫契約	本件は債務負担行為または長期継続契約のどちらでしょうか。	本事業は債務負担行為による契約となります。
64	⑫契約	長期継続契約の場合、翌年度以降に予算の削減等があった場合、受注者の損害は補填いただけますでしょうか。	本事業は債務負担行為による契約となります。
65	⑫契約	契約保証金は免除との認識でよろしいでしょうか。	阿南市契約規則（阿南市規則第7号）第26条に基づき、これまで、同様の実績が他自治体等であり、全て誠実に履行されており、契約を履行しないおそれがない場合等には、契約保証金を免除することが可能です。なお、前受金制度を適用する場合は、契約保証金の納付等をしていただく必要がございます。
66	⑫契約	上記に続き免除条件がある場合はお示しください。	阿南市契約規則（阿南市規則第7号）第26条に基づき、これまで、同様の実績が他自治体等であり、全て誠実に履行されており、契約を履行しないおそれがない場合等には、契約保証金を免除することが可能です。なお、前受金制度を適用する場合は、契約保証金の納付等をしていただく必要がございます。
67	⑬責任分担	効果保証の未達のリスク負担者は事業者となっていますが、事業者に責のある場合のみ対応という理解でよろしいでしょうか。	削減保証額（省エネ効果）が未達成となった場合には、6-7 ESCO サービス料の支払い等の(2)④～⑦及びP21・22の表のとおりです。
68	⑬責任分担	第三者賠償 本事業の契約によって生じる損害賠償の範囲については、二次損害（逸失利益等の間接損害）は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	本事業において、調査建設等により第三者に損害を生じさせた場合の損害賠償の範囲については、二次損害についても、因果関係の認められる範囲において対象に含まれます。
69	⑬責任分担	「第三者賠償：調査・建設における第三者賠償」の責任分担については、事業者「○」があります。 事業者の責めに帰すべき事由による場合に限り、事業者が調査・建設による第三者賠償を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	本件では、事業者が調査・建設の際、第三者に損害を負わせた場合を想定しており、民法415条（債務不履行）や民法709条（不法行為）等の損害賠償責任が想定されますが、事業者に何ら帰責性がない場合にまで責任を問うものではありません。
70	⑬責任分担	「ESCO設備の損傷：本市の過失又は本市施設に起因するESCO設備の損傷」の責任分担については、貴市に「○」があります。「ESCO 設備の損傷：事業者の故意・過失に起因するESCO 設備の損傷」の責任分担については、事業者「○」があります。第三者による ESCO 設備の損傷など、貴市と事業者のいずれの責めに帰することができない事由による ESCO 設備の損傷については、貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	第三者が設備を損傷等した場合の責任は、当該第三者に生じるものであり、本市より当該第三者に責任追及を実施することになります。
71	⑬責任分担	「公共施設損傷：事業者の故意・過失又は ESCO 設備に起因する本市施設・設備の損傷」の責任分担については、事業者「○」があります。事業者の責めに帰すべき事由のある場合に限り、事業者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
72	⑬責任分担	落札後、天災・世界情勢等の影響が契約締結時より悪化し、施工期間が令和8年8月末を越えてしまう可能性がある場合、不可抗力とみなし協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	P21 表 予想されるリスクと責任分担のとおりです。
73	⑬責任分担	予定した補助金等が獲得できない場合は事業者が負担者となっておりますが、本事業で活用を予定されている脱炭素事業債は申請及び活用できない場合の負担者は貴市との認識でよろしいでしょうか。	脱炭素化推進事業債の申請は、本市が申請を行い、その適償性がある工事については、本市が負担します。脱炭素化推進事業債における適償性のない工事(本事業を実施するために必要となった各種修繕等を除く)について、提案時に補助事業等を活用して実施する予定していた場合、補助金等が獲得できなかった場合の負担は事業者となります。
74	⑭完成図書について	完成図書の照明配置図ですが、これは C A D 等の図面作成ソフトを活用して作成し、提出の際はご指定の P D F ファイル形式(電子データ) 以外に図面作成ソフトの電子データにて提出が必要であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。CAD等で図面を作成し、提出の際はPDFおよびCAD(jww)形式で提出してください。
75	⑮プレゼンテーション	プレゼンテーションについて、提案書提出時にはプレゼンテーション資料の提出は不要で、当日提出させていただくという認識でよろしかったでしょうか。また、発表時間・質疑時間等現時点で決定していることがあればご教授お願いいたします。	提案書提出時には プレゼンテーション資料の提出は不要です。当日提出してください。具体的なプレゼンテーションにおける発表時間・質疑時間等については、応募者の方に向け別途「プレゼンテーション実施要領」にてお知らせする予定ですが、提案書説明時間については30分程度を予定しています。
76	⑯評価事項	審査要領 P3、4.参加表明手続 D その他評価事項において、市内に本店・支店を有する事業者を優先して選定することとありますが、必須でしょうか？市外企業でも問題ないのでしょうか？	「市内に本店・支店を有する事業者を優先して選定すること」は必須事項ではありませんが、評価項目に掲載しており、評価対象としています。